

## 議案第15号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表第3部会の項を次のように改める。

第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。
------	--

附 則

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。